

◆保険証が新しくなります

現在ご使用いただいています保険証は平成26年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降は使用ができなくなります。

7月22日から各地区を回り新しい保険証の更新を行いますので、今まで使っていた保険証（被保険者証）をご持参のうえ更新手続きにお越しください。

なお、新しい保険証は有効期限が平成27年7月31日までの1年間となっています。

◆7月22日（火）から各地区を回ります



7月22日（火）	
時間	場所
9:30～11:00	旭町コミュニティセンター
13:00～15:00	共成地区活性化センター
15:30～17:00	高穂2コミュニティセンター

7月23日（水）	
時間	場所
9:00～10:00	恵比島地区活性化センター
10:30～12:00	北竜地区活性化センター

7月23日（水）午後～	
時間	場所
13:00～17:15	役場保健福祉課（ふれあい）

■注意

- 7月22日（火）及び7月23日（水）午前中は上記の場所で更新となりますので、役場では更新できません。
- 更新の手続きを行わなかった場合、医療機関で10割請求される場合があります。
- 7月22日（火）以前は更新の手続きが行えませんでしたので、日程を確認し更新手続きを行ってください。

◆新しい保険証の色は黄緑色です

※ピンク色から黄緑色になります。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

昨年から引き続き交付対象に該当する方は、保険証の更新時に保険証とともに減額認定証を交付します。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象・・・次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	・老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成27年 7月31日

被保険者番号 01234567

住所 広城市連合町1丁目

氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発給期日 平成20年 4月 1日

交付年月日 平成26年 7月 1日

一部負担金の割合 1割

保険者番号並びに被保険者の名称及び印 39011010 公印(未)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
交付年月日 平成26年 8月 1日

被保険者番号 01234567

住所 広城市連合町1丁目

氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発給期日 平成26年 8月 1日

有効期限 平成27年 7月31日

適用区分 区分Ⅱ

長期入院該当年月日 平成26年 8月 1日 保険者印 印

保険者番号並びに被保険者の名称及び印 39011010 公印(未)

◆新しい減額認定証は黄色です

※水色から黄色になります。

後期高齢者医療制度

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月（平成26年1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または沼田町役場保健福祉課保険グループへご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続きできます）

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知は希望により送付するものですので、これにより何らかの申請等の手続きをしていただく様なことはありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先
保健福祉課保険グループ【電話0164-35-2120】

